

## 熊本県司法書士会メーリングリスト登録及び管理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、熊本県司法書士会（以下、「本会」という）が実施するインターネットメーリングリストを利用した情報交換システム（以下、「熊司ネット」という）の登録及び管理等に関する事項について、規程に定めるもののほかこの要領による。

### (管理者)

第2条 熊司ネットの登録及び登録された発言等の管理は、会長（以下、「管理者」という）がこれを行う。

### (登録)

第3条 熊本県司法書士会メーリングリスト運営規程（以下、「規程」という）第3条第1項の参加資格を有するものが、熊司ネットに登録をするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 事務所
- (3) 事務所電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 熊司ネットへの登録を求める旨

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、遅滞なく熊司ネットに当該申請者を登録しなければならない。

### (変更登録)

第4条 熊司ネットに登録した者が、そのメールアドレスを変更したときは、遅滞なく管理者にその旨を通知しなければならない。

2 管理者は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく熊司ネットに当該申請者のメールアドレスを変更登録しなければならない。

### (抹消登録)

第5条 熊司ネットに登録した者が、熊司ネットの登録を抹消したいときは、第3条第1号から4号並びに登録の抹消を求める旨を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、遅滞なく当該申請者の登録を抹消しなければならない。

(禁止行為による発言抹消)

第6条 規程第8条第1項各号に該当する禁止行為があった場合は、管理者は当該発言を熊司ネットから削除することができる。

(利用拒否に伴う登録抹消)

第7条 規程第9条により利用を拒否した場合は、管理者は遅滞なく当該者の登録を抹消しなければならない。

(実名主義)

第8条 熊司ネットの発言は、発言者の実名で行わなければならない。

付 則

1 本細則は、平成12年8月1日から施行する。

付 則

1 本要領は、平成15年4月1日から施行する。